告 示

埼玉県告示第四百七十四号

納付受託者に指定した。 定により、次の表の上欄に掲げる県税の納付について同表の中欄に掲げる者を指定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

クレジットカード(VISA、Mas利用して納付される自動車税 (種別る自動車税 (種別	取得税	県税
代表取締役社長 大西 幸彦十五号 大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番	明 一郎 東京都港区南青山五丁目一番二十二東京都港区南青山五丁目一番二十二	名称及び代表者氏名指定納付受託者の事務所の所在地、
令和五年四月一日から同年六月三十	令和五年四月一日日まで	指定期間

一 指定をした日

令和五年四月一日